

農薬吸入毒性評価手法確立調査部会の趣旨等について（案）

平成 21 年 11 月 9 日

1. 部会設置の趣旨

街路樹や公園等の市街地において使用される農薬の飛散リスク（近隣住民等への健康影響）の評価・管理手法の確立のため、環境省では平成 17 年度から「農薬飛散リスク評価手法等確立調査事業」を開始し、農薬散布後の気中濃度モニタリング等を通じた曝露量の評価・管理手法の検討を行っているところである。

適切な飛散リスクの評価・管理手法を確立するためには、上記の曝露評価に加え、適切な毒性評価手法を確立することが重要である。

このため平成 19 年度からは「農薬吸入毒性評価手法確立調査事業」を開始し、市街地での使用実績の多い農薬等をモデルとした吸入毒性試験を実施すること等により吸入毒性評価手法の確立を図ることとし、学識経験者で構成する農薬吸入毒性評価手法確立調査部会（以下、「毒性部会」という。）を開催している。

2. 事業成果のイメージ

- (1) 農薬の毒性に係る最近の知見を踏まえた吸入毒性評価手法を確立する。
- (2) 公園等の市街地での使用実績が多い農薬等をモデルとして、飛散リスク管理の目安となる農薬の気中濃度指針値（以下、「指針値」という。）を設定する。なお、指針値については、「農薬飛散リスク評価手法等確立調査事業」において作成予定の病害虫・雑草管理に関するマニュアルに活用する。

3. 事業実施予定期間

平成 19 ~ 21 年度

4 . 平成 2 1 年度の事業計画

(1) 吸入毒性試験の実施

公園等の市街地での使用実績が多い農薬として、イソキサチオンの吸入毒性試験を実施する。

(2) 気中濃度指針値の設定

吸入毒性試験の試験結果等を基にして、フェニトロチオン、トリクロルホン及びイソキサチオンについて、飛散リスク管理の目安となる農薬の気中濃度指針値を設定する。指針値は、「農薬飛散リスク評価手法等確立調査事業」において作成予定の病害虫・雑草管理に関するマニュアルに適宜活用する。

(3) 毒性部会の開催

吸入毒性試験の適切な実施及び試験結果の評価・検討並びに指針値の検討を行うため、毒性部会を 3 回程度開催する。

【スケジュール】(予定)

第 1 回毒性部会 : 平成 2 1 年 1 1 月 9 日

第 2 回毒性部会 : 平成 2 2 年 1 月上旬

第 3 回毒性部会 : 平成 2 2 年 2 月下旬